

サブスクリプションライセンス提供書

(J P 1)

SAMPLE

アシスト管理No.:
発行日:20 年 月 日

甲：お客様名 御中 乙

拝啓 貴社ますますご隆盛のことと、お慶び申し上げます。
貴社が弊社ホームページ記載のサブスクリプションライセンス提供書 (http://www.ashisuto.co.jp/support/teikyosho/) に同意のうえ販売店を通じてなされたご注文を異議なく承諾いたしましたのでご連絡いたします。
弊社のサブスクリプションライセンスを提供する権利は、本書記載の本件プログラムの著作権者との販売代理店契約に基づくものです。
宜しく願いたします。

1. 対象製品（その更新版と併せて「本件プログラム」）

製品名	対応する サブスクリプション形名	数量	備考
JPI/NETM/DM Manager			

2. 本件プログラムの著作権者及び使用権許諾者 株式会社日立製作所（以下「丙」といいます。）

本契約の有効期間の間、丙から甲に対し、追加契約条項に基づき対象製品の使用を許諾します。

3. 問合せ担当者（所属が甲と異なる場合でも、問合せ担当者への提供を以ってプロダクト・サポートの提供とします）

会 社 名	
所 在 地	
部 署 名	
役 職	
担当者名	

4. サブスクリプション期間

開始日：20 年 月 日 終了日：20 年 月 日

5. プロダクト・サポート（乙標準）

- (1) 本契約においてプロダクト・サポートとは次のことをいいます。
- ① 本件プログラムがドキュメンテーション（本件プログラムの使用方法を記載したマニュアル）の仕様に従って正しく稼動することに資するための技術支援サービス。ただし、表面7. 規定の指定システム（本件プログラムが稼動可能なハードウェア及びオペレーティング・システムの標準バージョン。以下同じ）を稼動環境として利用していることを前提とします。
- ② 本件プログラムの使用に関する電話、電子メール等の通信手段による助言及び援助。
- ③ 甲から報告を受けた本件プログラムにおけるエラーの特定及び解決のための技術支援サービス。ただし、本件プログラムが甲又は第三者により改変されていないことを条件とします。
- ④ 対象製品の更新版が提供可能となった場合における当該更新版の提供。なお、本書の規定は、対象製品その他プログラムの更新版を作成する義務を乙に課すものではありません。
- ⑤ 乙は、甲のために善良なる管理者の注意を以ってプロダクト・サポートを提供するものとします。ただし、乙は、甲に対して、プロダクト・サポートの提供により甲の問題が解決されることを保証するものではありません。
- ⑥ 対象製品の更新版のリリース後、甲は、乙が別途通知する期限まで、当該更新前の版についてプロダクト・サポートを継続して受けることができます。
- ⑦ プロダクト・サポートを乙がオンサイトにて提供した場合、又は甲がプロダクト・サポートの範囲を超えるサービスを乙に依頼した場合は、乙は甲に対し、料金を別途請求できるものとします。当該料金の額及び支払方法については、甲及び乙が別途定めるものとします。
- (2) 乙によるプロダクト・サポートの提供は、表面3. 規定の問合せ担当者及びその代理の者に対して行われるものとします。
- (3) 詳細は、乙が公表又は交付する本件プログラムの「プロダクト・サポートサービスのご案内」（以下「サービス案内」といいます。）によるものとし、上記（1）及び（2）とサービス案内が矛盾する場合はサービス案内が優先するものとします。

6. 設置場所

会 社 名	
所 在 地	

7. 指定システム

機 種	
動作条件	

8. 特約事項

なし。

(以上、表面) 以上

契約条項

第1条 定義

1.「本件プログラム」とは、表面1.規定の対象製品及びその更新版をいいます。
2.「更新版」とは、甲が追加費用を負担することなく提供される表面1.規定の対象製品の改訂版をいいます。表面1.規定の対象製品の使用権許諾者が別個に使用権許諾するオプション又は将来の製品は「更新版」には含まれません。
3.「プロダクト・サポート」とは、表面5.規定のサービスをいいます。
4.「販社」とは、甲がサブスクリプションライセンスを注文した者をいいます。

第2条 料金の支払

販社から乙に対する支払いを以って甲の支払いとし、本契約が更新された場合も同様とします。

第3条 損害賠償

1.甲は、本契約に関し、乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実には被った通常の損害に限り、乙に対して次項所定の限度内で損害賠償請求をすることができるとします。
2.本契約に起因・関連して生ずる乙の損害賠償責任は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に基づき販社から受領した料金を限度とします。
3.乙の故意又は重過失により生じた損害、第10条（反社会的勢力に該当しないことの確約）に違反したことにより生じた損害については前2項の条件を適用しないものとします。
4.本件プログラムの不具合に起因・関連して生じた甲の損害の賠償については、甲と本件プログラムの使用権許諾者との契約によるものとし、本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、乙は一切の責任を負わないものとします。ただし、乙が本件プログラムの使用権許諾者である場合には、乙は、甲に対して、使用権許諾契約に基づく責任を負うものとします。

第4条 秘密保持義務

1.受領当事者（甲又は乙のうち秘密情報（後記）を受領する者をいいます。以下同じ）は、開示当事者（甲又は乙のうち秘密情報を開示する者をいいます。以下同じ）又は開示当事者の取引先の経営、人事、財務、商品、技術等の営業上又は技術上の情報のうち、①開示当事者が書面で秘密である旨表示して開示した情報、②開示当事者が口頭で秘密である旨告知して開示した情報で開示後14日以内に書面で内容を特定して受領当事者に通知した情報、又は③開示当事者の事務所内で受領当事者が知り得た情報（以下「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として取扱ひ、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使以外のために使用してはならないものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なく、開示当事者及び受領当事者並びに社員等（第4項(1)で定義）以外の第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
2.前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとします。
(1)開示時に既に公知になっていた情報。
(2)開示時に既に受領当事者が知っていた情報。
(3)開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
(4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領当事者が合法的に入手した情報。
(5)秘密情報とは無関係に受領当事者が創出した情報。
3.前項に定める他、法令に基づく官公庁又は裁判所からの開示要求があった場合には、受領当事者は、当該官公庁等に秘密情報を開示することができるものとします。この場合には、受領当事者は、開示当事者に対して、法令等に反しない範囲内で、事前に（事前に為すことが著しく困難である場合には開示後直ちに）通知しなければならないものとします。

4.受領当事者は、本条に定める秘密保持義務を履行するために、秘密情報を次の各号に従い取扱うものとします。
(1)本契約に基づく義務を履行又は権利を行使するために秘密情報に接する必要がある自己の取締役、執行役、監査役、業務執行役員、正社員、契約社員、派遣社員その他の役員等及び従業員（以下、総称して「社員等」といいます。）以外の者が秘密情報に接することのないように保管するとともに、社員等にも本条に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させること。
(2)本契約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製しないこと（なお、複製物は秘密情報として取扱うものとします。）
(3)本契約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を所定の場所から搬出ししないこと。
(4)期間満了、解除その他の理由により本契約が終了した場合又は開示当事者から要請があった場合には、開示当事者の指示に従ひ、開示当事者から開示を受け、又は知り得た全ての秘密情報を、その複製物を含め、開示当事者に速やかに返還又は再生不可能な方法にて廃棄し、当該返還又は廃棄を証する書面を開示当事者に提出すること。
5.第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に定める者に対し、乙が本契約に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知したうえで、本契約に必要な限度において秘密情報を開示することができるものとします。
(1)弁護士、公認会計士その他法律上守秘義務を負う外部の専門家（以下、総称して「外部専門家」といいます。）
(2)乙が、第5条（再委託）の規定に基づき、本契約に基づく乙の義務の全部又は一部を再委託する場合の委託先の社員等（以下、総称して「再委託先社員等」といいます。）
(3)本件プログラムの著作権者
6.乙は、前項に基づき外部専門家、再委託先社員等、又は本件プログラムの著作権者に秘密情報の開示を行う場合、本条に基づき乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については乙が甲に対し責任を負うものとします。
7.甲及び乙は、秘密情報に関して、次の各号のとおり確認します。
(1)開示当事者が、自己が開示する秘密情報に関して、受領当事者に対して、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使のための使用以外に、何らの使用権も付与するものではないこと。
(2)秘密情報の開示又は漏洩如何にかかわらず、開示当事者が保有する秘密情報に係る特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権が開示当事者に留保され、受領当事者に移転しないこと。
(3)開示当事者が、その開示する秘密情報及びこれに関連して開示する情報について、受領当事者に対して、如何なる保証も行わず、担保責任も負わないこと。
8.受領当事者は、開示当事者から料金を受けた秘密情報について、紛失、盗難、漏洩等の問題が発生し、又はそのおそれが生じた場合、直ちに、開示当事者に対してその詳細を書面で報告し、開示当事者と協議のうえ、当該問題の解決のために措置を講ずるものとします。当該措置に係る費用は、当該受領当事者の負担とします。

第5条 再委託

乙は、乙の子会社又は乙が甲に事前の書面による承諾を得て選択する第三者（以下、総称して「再委託先」といいます。）に対し、本契約に基づく乙の義務の全部又は一部を再委託できるものとします。この場合、乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については乙が甲に対し一切の責任を負うものとします。

第6条 輸出規制

甲は、本契約に関する技術及びその派生物が、輸出管理に関する法令並びに外国為替及び外国貿易法及びこれに関する規則に基づく輸出規制に服しうることを確認し、これらを完全に遵守します。

第7条 期限の利益の喪失

甲又は乙は、第12条（解除）第1項各号に該当したことを以って本契約が解除されたときは、直ちに相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全てを相手方に弁済しなければならないものとします。

第8条 不可抗力等

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力又は法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関、通信回線の事故、その他乙の責に帰すべからざる事由による本契約の全部又は一部の債務不履行については、乙は責任を負わないものとします。

第9条 権利義務の譲渡等の禁止

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務について、その全部又は一部を問わず、第三者に譲渡し、担保権を設定し、その他の処分をしてはならないものとします。

第10条 反社会的勢力に該当しないことの保証

1.甲及び乙は、次の事項を表明し、保証するものとします。
(1)自己及び自己の関係会社が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいいます。以下同じ）でないこと、反社会的勢力でなかったこと。
(2)反社会的勢力を利用しないこと。
(3)反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉、信用を毀損もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと。
(4)自己の主要な出資者もしくは役職員又は自己の主要な出資者の役職員が反社会的勢力の構成員でないこと又はなかったこと。
2.甲及び乙は、前項の規定を、自己の委託先及び自己の調達先にも遵守させる義務を負うものとします。
3.甲及び乙は、前2項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

第11条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約の締結日から表面4.規定のサブスクリプション期間の終了日までとします。ただし、当該終了日の30日前までに、甲が販社を通じて乙に対し書面で更新する意思を表明した場合、本契約は同一の条件で当該終了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第12条 解除

1.甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
(1)支払いを停止したとき、又は手形もしくは小切手の不渡りが1回でも発生したとき
(2)仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てもしくは公租公課の滞納処分を受け、又は民事再生、破産、特別清算もしくは会社更生の申立てがあったとき
(3)事業の廃止もしくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、営業許可の取消しその他業務継続不能の処分を受けたとき
(4)合併の決議をしたとき（株主及び営業内容が実質的に変わらない場合を除きます。）
(5)本契約の定めに従ひ、相当な期間を定めて書面で催告をしたにもかかわらず、これが是正されなかったとき。
(6)正当な理由なく期日までに債務を履行する見込みがないと認められる相当な事由があるとき。
(7)相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
(8)第10条（反社会的勢力に該当しないことの保証）又は第6条（輸出規制）に違反したとき。
2.両当事者は、本契約の解除以前に発生済みの料金及びその遅延損害金の支払債務、又は本件プログラムの引渡債務 について、当該解除によって免責されないことを確認するものとします。
3.甲及び乙は、本条第1項各号に定める場合を除き、本契約の有効期間中に本契約を解除することはできないものとします。

第13条 存続条項

第4条（秘密保持義務）は本契約終了後5年間、表面前文なお書、表面5.（プロダクト・サポート（乙標準））第1項第4号なお書、同項第5号但書及び同項第7号、第2条（料金の支払）、第3条（損害賠償）、第6条（輸出規制）、第8条（不可抗力等）、第9条（権利義務の譲渡等の禁止）、第10条（反社会的勢力に該当しないことの保証）、第12条（解除）第2項及び第3項、本条、第15条（準拠法及び合意管轄）及び第16条（完全合意）は本契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。

第14条 契約内容の変更

甲又は乙は、本契約の内容を変更する必要があるが生じた場合、相手方と協議のうえ、相手方の承諾を得ることにより変更できるものとし、その内容を書面に定めるものとします。

第15条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は抵触法の原則を参照せず日本法とし、本契約に関する訴訟については東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 完全合意

本契約に係る当事者間の唯一の完全な理解及び合意を形成し、本契約に規定する事項に関する書面又は口頭であるかを問わず、本契約締結以前の説明、申し入れ、協議、合意等に優先されます。

第17条 協議

本契約に関して疑義が生じた場合は甲乙信義誠実の原則に従ひ協議して円満な解決を図るものとします。

以上

＜JP1サブスクリプションタイプを対象とした追加契約条項＞

・対象製品が以下の場合には、追加契約条項が適用されます。

表面 1. の「対応するサブスクリプション形名」欄に記載のサブスクリプション商品で、プラットフォームがWindows及びLinuxの製品。ただし、JP1/秘文 - Subscription Typeは対象外とします。

・使用許諾契約

丙は、甲による本件プログラムの使用開始をもって、本件プログラムの媒体に同梱される「ソフトウェア使用許諾契約書」、「ソフトウェア使用追加条件書」及び改良版に同梱される「（改良版）ソフトウェア使用許諾契約書」、「ソフトウェア使用追加条件書」（以下合わせて「使用許諾契約書」といいます）に加え、以下に示す「ソフトウェアのご使用条件」にご同意いただいたものとみなし、甲と丙の間において本件プログラムの使用許諾契約が有効に成立するものとします。「ソフトウェアのご使用条件」に「使用許諾契約書」と異なる定めがある場合には、当該「ソフトウェアのご使用条件」の条件が優先して適用されるものとします。

・用語の定義

「形名」とは、表面 1. の「対応するサブスクリプション形名」欄に記載された「形名」を示します。

「オプションコード」とは、表面 1. の「対応するサブスクリプション形名」欄に記載された“&”以降の末尾2桁または4桁の部分を示します。なお、“&”以降が2桁の「オプションコード」は、当該「オプションコード」が「&WM」である場合のみとします。

・ソフトウェアのご使用条件

（使用期間）

第1条 甲は、本件プログラムを表面 4. サブスクリプション期間において使用することができます。本契約を更新しない場合、サブスクリプション期間が終了した時点で、甲は本件プログラムのご使用を取りやめるものとします。

（使用許諾）

第2条 甲は、本件プログラムを、以下に示す「オプションコード」に該当する「ライセンス種別」毎に適用される「使用許諾契約書」の定めにしたがい使用することができます。

2. “&”以降が4桁の「オプションコード」において、各「ライセンス種別」は、当該「オプションコード」の“&”の次の文字が“G”の場合には「インストール」ライセンス、“Y”の場合には「プロセッサ数」ライセンス、“W”の場合には「管理数」ライセンスを表すものとします。また、「オプションコード」の末尾3文字の数字および記号は「ライセンス許諾数」を表すものとします。

3. 「オプションコード」が「&WM」の場合、「ライセンス種別」は「管理マネージャ」ライセンスとし、「ライセンス許諾数」は1ライセンスとします。

4. 「使用許諾契約書」の「ライセンス許諾数合計」は、「オプションコード」毎に、表面 1. の「数量」欄に記載された「数量」に「ライセンス許諾数」を乗じた数とします。

オプションコード／ライセンス種別／ライセンス許諾数

&Gxxx／インストール／xxx

&Yxxx／プロセッサ数／xxx

&Wxxx／管理数／xxx

&WM／管理マネージャ／1

なお、「xxx」はライセンス許諾数を表すものとし、「001」は1ライセンス、「010」は10ライセンス、「100」は100ライセンス、「01K」は1000ライセンス、「10K」は10000ライセンスとします。

（使用の終了）

第3条 甲が本ご使用条件に違反した場合、乙または丙は、甲の本件プログラムの使用を終了させ、本件プログラムに対するサービスの提供を終了することができます。

（使用終了時の措置）

第4条 甲は、本件プログラムの使用を終了する場合、本件プログラムを消滅させることとします。

また、丙または乙は甲に対し、本件プログラムが完全に消去されたことを確認するための監査権を有していることに、甲は同意したものとします。甲は、本件プログラムの使用の終了その他理由の如何を問わず、甲が乙に支払った料金の返還を請求することはできないものとします。

（他の使用許諾契約による使用権との関係）

第5条 甲は、本件プログラムの使用許諾契約に基づき本件プログラムの使用権を行使している状態で、同一製品に関し異なる使用許諾条件が課される使用許諾契約に基づく使用権と置き換えて使用することはできないものとします。

2. 甲は、同一製品に関し本件プログラムの使用許諾契約と異なる使用許諾条件が課される使用許諾契約に基づき使用権を行使している状態で、本件プログラムの使用許諾契約に基づく本件プログラムの使用権と置き換えて使用することはできないものとします。

3. 甲は、同一製品につき複数の使用許諾が必要な場合、本件プログラムの使用権と、異なる使用許諾条件が課される使用許諾契約に基づく使用権とを同時に行使することができるものとします。

・JP1/Script - Access License - Subscription Type及びJP1/Script - Access License - Subscription Type - 24 Hours Supportの場合に追加されるソフトウェアのご使用条件

（使用許諾）

第1条 甲は、甲が乙より既にご購入済みのJP1/Scriptの媒体（以下「対象ソフトウェア」といいます。）に同梱された「ソフトウェア使用許諾契約書」の「ソフトウェア使用追加条件書」に基づき対象ソフトウェアを組み込んだハードディスク等の固定メモリを内蔵又は付帯し、かつ、マルチユーザ機能を有するオペレーティングシステムを搭載した甲の内部ネットワークに接続されたネットワークサーバ等の装置（以下「サーバ装置」といいます。）に、当該内部ネットワークを通じて装置（又はパーティション）を接続し、当該装置等からサーバ装置上の対象ソフトウェアを、マルチユーザ機能を利用して使用することができます。

2. 前項に基づく装置（又はパーティション）からサーバ装置への接続数の合計は、表面 1. の「数量」欄に記載の数を超えないものとします。